

大阪労働局より協力依頼がありました。

(大労総発 0227 第 1 号平成 26 年 3 月 4 日 書面より抜粋)

## 建設業者に対する社会保険等（雇用保険）の未加入対策について

建設業界では、平成 24 年度から国土交通省（地方整備局）、都道府県建設担当部局及び業界団体が一致協力して社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）の加入促進に取り組まれており、保険担当部局への通報制度も実施されております。

この通報制度に基づき、雇用保険未加入に当たるということで建設担当部局から当局に連絡された事業所の中には、既に労災保険については労働保険事務組合に委託されて加入されているところが少なからず含まれております。

今後、建設担当部局からの指導や当局からの指導を受けて、事業主が委託事務組合に相談されることもあるかと存じますので、雇用保険の手続きに関しまして適切なお支援をされますようお願いいたします。

社会保険（健康保険・厚生年金）について、  
[詳しくは併設トルシュ社労士事務所ホームページで](#)